



令和6年 第1回
占冠村議会臨時会会議録



自 令和6年 1月25日

至 令和6年 1月25日

占冠村議会

令和6年第1回占冠村議会臨時会会議録
令和6年1月25日（木曜日）

○議事日程

		臨時議長開会宣告（午前10時）
		議長開会宣告（午前10時）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
		◎諸般報告
		議長諸般報告
		◎村長行政報告
日程第3	議案第1号	令和5年度占冠村一般会計補正予算（第8号）
日程第4	諮問第1号	公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求について
追加日程第1	議案第2号	訴えの提起について

○出席議員（8名）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	6番	小林潤君		7番	小尾雅彦君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	鈴木智宏	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	岡崎至可	会計管理者	合田幸
総務主幹	野原大樹	財務主幹	佐々木智猛
企画商工主幹	竹内清孝	商工観光主幹	阿部貴裕
商工観光主幹	松永真里		

（教育委員会）

教育長	多田淳史	教育次長	木村恭美
学校教育主幹	後藤義和		

○出席事務局職員

事務局長	平川満彦	主査	田中健士郎
------	------	----	-------

開会 午前10時00分

◎能登半島地震被災者への黙とう

○事務局長（平川満彦君） 起立、礼。
開会に先立ち1月1日に発生しました能登半島地震で、お亡くなりになられました方々へ黙とうを捧げます。黙とう。おなおりください。ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） みなさん、おはようございます。

ただいま、能登半島地震により犠牲となられた方々へ哀悼の意を込め黙とうを捧げましたが、あわせまして被災され家屋を失い、避難所生活を余儀なくされておられる数多くの方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから令和6年第1回占冠議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において2番、木村一俊君、3番、細谷誠君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご意見ありませんか。

（「意義なし」の声）

異議なしと認めます。従って本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（平川満彦君） 審議資料1ページをお願いいたします。今期臨時会に付議された案件は、議案第1号及び諮問第1号の2件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりです。

令和5年第5回占冠村議会定例会以降の議員の動向は、12月14日第5回占冠村議会定例会から、1月23日広報特別委員会まで記載のとおりです。

3ページから4ページは令和5年11月分の例月出納検査結果です。

5ページから6ページは令和5年12月分の例月出納検査結果です。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） ここで村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発言を許可します。村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので、行政報告をさせていただきます。

行政報告の前に、私からも能登半島地震によりお亡くなりになった方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災されたすべの方々にお見舞いを申し上げます。今もなお、救助活動が行われていますが、被災状況が日に日に明らかになり、その被害の大きさに驚愕をしております。1日も早い復旧と復興を願っております。

それでは行政報告をさせていただきます。本日配布の資料をお願いいたします。報告1、報告事項(1) 姉妹都市提携30周年記念事業アスペン市親善訪問について。アスペン市で開催された姉妹都市提携30周年記念事業に参加するため1月6日から13日にかけて占冠村代表団11名の派遣と、引率者4名を含む中学生短期交換留学参加者11名の総勢22名がアスペン市を訪問しました。

1月7日にアスペン学区の劇場において、占冠村代表団及び占冠村中学生が参加する中、30周年記念式典が盛大に行われました。アスペン姉妹都市プログラムにより、姉妹都市提携30周年をお祝いするとともに、アスペン市から占冠村に対し、アスペン姉妹都市認定を更新する宣言書が村へ手交されました。

式典では、村から副村長と教育長が、アスペン市からトーリ市長とデビット・ボー教育長がそれぞれスピーチを行いました。また、在デンバー日本国総領事館の畦地勇首席領事からは「日本とコロラド州の間には多くの活発な文化的関係がありますが、アスペン市と占冠のパートナーシップは格別です。アスペン市と占冠のパートナーシップは、日本とコロラド州の絆の強化に大きく貢献しており、2つの異なるグループの人々を結びつけるお手本となるものです。」との評価をいただきました。

この30年を振り返り、特に姉妹都市交流に

貢献した赤石秀明ファミリー、中村博ファミリーが表彰を受けスピーチを行ったほか、カマラ・マーシュさん、コーリー・ルックスさんにもそれぞれ感謝状が贈られました。

式典の中では、ベン・ベリンスキーさんによる琴の演奏や占冠村制作ビデオの上映、占冠村中学生による「よさこいソーラン」ダンスなどが行われましたが、ダンス披露が終わると会場内はスタンディングオベーションに包まれ、式典を通じて最も盛り上がったプログラムとなりました。

1月9日に行われた昼食会において、アスペン姉妹都市委員会から観音信則元村長に特別感謝状が贈られました。代表団はその他にも、スノーマス議会及びアスペン市議会、並びに歴史協会やアスペン環境研究所(ACES)、アスペンコミュニティスクールなどを視察訪問し、アスペン滞在期間中、有意義な時間を過ごしました。

この度のアスペン市との姉妹都市提携30周年記念事業の実施にあたりアスペン姉妹都市委員会をはじめ、ホームステイでお世話になったアスペン市民の皆様、本事業に関わった全ての関係者の皆様に深く感謝とお礼を申し上げます。今回の経験を今後の姉妹都市交流につなげながら取組の継続を図ってまいります。

次に2番、主な用務等でありますけれども、12月14日、令和5年第5回占冠村議会定例会以降の行動につきましては、記載のとおりであります。

3番、入札につきましては記載のとおり6件を執行しております。

以上行政報告を終わらせていただきます。

○議長(児玉真澄君) これで村長の行政報告は終わりました。

◎日程第3 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第1号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第8号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） おはようございます。それでは議案書の1ページpをお願いいたします。議案第1号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第8号につきましてご説明申し上げます。

令和5年度占冠村一般会計補正予算第8号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4740万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7740万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

議案書の2ページをお願いいたします。

歳入からご説明申し上げます。14款、国庫支出金、2項、国庫補助金1109万8千円の増額でございます。

17款、1項、寄附金は3千万円の増額でございます。

18款、1項、繰入金は630万2千円の増額でございます。

歳入の補正予算の合計は、4740万円でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費は4233万1千円の増額。

3款、民生費、1項、社会福祉費は435万円の増額。

7款、1項、商工費、60万円の増額。

10款、教育費、5項、保健体育費は11万9千円の増額で、歳出の合計は、補正予算額4740万円の増額でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

議案第1号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第8号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。従って議案第1号は原案とおり可決されました。

◎日程第4 諮問第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、諮問第1号、公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書15ページをお願いいたします。

諮問第1号、公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求についてご説明申

上げます。

公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求がなされたので、別紙の裁決書案のとおり裁決することについて、地方自治法第244条の4第2項の規定により議会に諮問する。令和6年1月25日提出、占冠村長、田中正治。

提案理由についてご説明申し上げます。令和5年9月15日付で審査請求人より提出された、道の駅自然体感しむかっぶの使用許可申請に対する不許可処分について、同請求人から同年10月2日付で当該処分の取消を求める審査請求がなされました。これを受け審査長である占冠村は、行政不服審査法、第9条、第1項の規定に基づき、審理手続きを行うべき審理員を指名いたしました。審理員は必要な審理手続きを行い、同年12月30日付で審理員意見書の審査庁である占冠村へ提出いたしました。

これを受け、審査庁である占冠村は、地方自治法第244条の4第2項の規定に基づき、議会に諮問のうえ、当該審査請求に対する裁決をしようとするものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 住民の福祉の増進と地域の産業の振興を役目とする地方議会議員の一員として本日は人口約1300人という占冠村の一住民の不利益について判断しなければならないという状況で誠に残念な気持ちであります。何点か質問いたしたいと思っております。

9月26日付の使用不許可処分により、10月1日から営業できなくなりました。聞くとこ

ろによりますと、家賃というか使用料は依然として払われ続けていると聞いております。結局その使用料は処分庁である指定管理者の収入となるわけでありますが、使用料を払えば物置というか、占有を現在続けていますが、占有をいつまでも続けていいという判断なのかどうか。退去をお願いしている当事者に、使用料が発生するその根拠を説明していただきたいと思っております。

それから今回の件で、資料を拝見いたしました。過去から数多くの顧客からの苦情が寄せられてきた事実を証明する書面等という資料を拝見しましたが、その〇〇〇の道の駅における営業に対して過去から数多くの苦情、クレームがあり、改善を求めたが対応されてこなかったという例がたくさん載っておりまして、この中で2021年10月13日の苦情報告書の摘要欄には、担当が会長と協議の結果、改善が全く見られない場合、2022年3月31日までに退店していただくとすると、ここまで担当が記述しているものもありました。これ以上前、もっと前からクレームたくさんあるという状況はわかっていたし、私もわかっていたし、なぜもっと早くに対応してこなかったのか、そこの理由を伺いたいと思っております。

それに関係しますが、審理員意見書ページ3ページ、上から4行目にあります、長年の営業の経緯等に鑑み、という文言がありますが、この文言は弁明書でも、裁決書にも見られますが、この文言の長年の営業の経緯等に鑑みというこの文言の意味を説明していただきたいと思っております。

それから、苦情処理というのは管理者としては、当たり前の業務でないかと思っております。管理者というのは、施設使用についての許可権限という強力な権限を持っていることが条

例に記載されております。なぜこんなに強力な権限を持っている管理者が、なぜ早期に対応できなかったのか、管理能力に問題はないのか、その件を伺いたいと思います。

最近、道の駅を訪れても閉店中のお店が多々あり、先ほどのクレームの資料を見ましてもですね、年中無休が当たり前の道の駅で入り口の店のところに定休日と書いた張り紙があるので、道の駅を標榜しているわけなんですけれども、本当に管理に問題がないのか、そこを伺いたいと思います。

それから4点目としてですね、審査基準等が作成されたのが、令和4年12月ということを知りました。それ以前ですね、その使用許可について判断基準というのは何を根拠になされていたのか、そこを伺いたいと思います。以上、4点ほどよろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 暫時休憩します。

休憩 10時22分

再開 10時26分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいまの木村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、使用料の根拠についてでございますけれども、現在、指定管理者のほうで行っている当該事業所への使用許可というのが、令和5年9月までということでございますが、それ以降もですね入居を続けているということで、そちらの道の駅の施設を占有しているところからですね、営業時と同様の面積に応じた使用料をいただいているということでございます。

それから、以前よりクレーム等があったのになぜもっと早く対応できなかったのかとい

うことでございますけれども、そちらについてはですね、以前から村、それから指定管理者の方からもですね、クレーム等があった都度、事業者の方ともお話を続けておりましたけれども、なかなか改善に向けた対応をとっていただくことができなかったということで、長年そういったやり取りをし続けたわけですが、依然として状況の変化が見られないということで、今回こういった対応を取らせていただいたという状況でございます。

それから、審理員意見書の3ページに関わる部分の、長年の営業の経緯等に鑑みというところでございますけれども、当該事業所については道の駅の開設当時からですね、入店をいただきまして村民、それから観光客に対してのサービスのですね、提供していただいていたという経緯があったということでなかなかですね、そういったクレーム等の改善ができるのであれば引き続き営業の継続ということもできないかというところが指定管理者、それから設置者である村の考えではございましたけれども、そういった長年の営業の経緯があるんですけれども、こういったクレーム等の改善がされないというところの状況の中では引き続きの営業の許可は審査基準に照らし合わせても難しいということの判断をさせていただいたということでございます。

それから、審査基準が令和4年12月に作成をされて示されたということで、それ以前の判断の根拠はということでございますけれども、こちらについては以前の審査基準等というものはございませんでした。ただですね、その都度道の駅の使用許可申請の内容をですね、指定管理者それから村の方でもですね、見させていただいた中で入居等の決定をさせていただいてきたというところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 管理者に対するですね管理能力がないのではないかと、というその答弁がないですね。その判断を聞かせてください。

それから、最初のお金をもらっているからずっと入店というか、占有を許しているんだという答えがありました。お金さえずっと払えば何年もあのままの状態にしていいのかどうか、そういう認識でいるのかどうか、その対応をどう考えているのか、そこを聞いたかったんですけどね。

それから、最初から開店の時代からですね、〇〇〇さんというところがずっと入っていて、それでずっと、なんで本当に早く、長年ずっとやっているんだったら、今も我慢してこういう方法を今回取らなくてもよかったんでないかなということもできるのかな、それだったら、やっぱり早めに対応してこなかった、何年前に僕も言ったことはあるんだけど、なんで今になったっていうことを1回説明してほしいと思います。

それから、審査基準が今までなかったということで、今回作ったということは〇〇〇さんへ対応するために、そういうきちんとした法整備というか、規則の整備たということなのですかね。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 大変申し訳ございません。答弁の方が漏れておりました。

指定管理者の管理能力の部分でございますけれども、管理能力がないのではないかとということでございますが、村としてはですね管理能力がないというふうに思っているわけではございません。先ほどの答弁にもと絡むところではあるんですけども、以前よりそういったクレーム等があつてですね、村それか

ら指定管理者ともに改善に向けて当該事業者と協議を進めてきていたわけでございますけれども、そういった話し合いがいい方向に向かうことができなかつたということで、同じようにこのまま議論を続けても、こういったクレーム等の改善には繋がるものにはならないというところですね、指定管理者としてもなかなか対応が難しかったというところもあつて、長年にわたり改善が見られてこなかつたというところがございますので、指定管理者としても何もしてこなかつたというわけではないとご了承願いたいと思っております。

それから、お金を払えばいつまでも居れているのかということでございますけれども、そちらについてはそのようなことは考えておりません。今回、議会の方にもこういった審査請求に対する諮問を上程させていただきました。こちらの審査請求の方ですね議会の方で議決をいただければ、また次のステップに向かつていきたいというふうに考えております。

それから、審査基準、令和4年12月の策定ということで、当該事業者の対応のためのものなのかということでございますけれども、こちらについては以前にはこういった入居に対する審査基準がまるっきりなにもなかつたということで、やはり入居者、それから地域住民に対してもそうですけれども、そういった入店の基準そういったものがなければ、村としても指定管理者としても様々な説明ができないということもございます。決して今回の当該事業者だけの対応ということではなくてですね、今後に向けての対応としてもこういった基準が必要ということで策定をさせていただいたという状況でございます。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 管理者というのは許

可権限持っているので、すごい強力な権限があると思うので、やっぱりそれで何十年も対応できなかったというのは、本当に情けないことだと思うし、やっぱり村も悪いと僕は思うんですよね。もう1回答弁してもらっても。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 何十年もこの問題が続いてきたというところではですね、村としてもできるだけ早くの改善策を出せればよかったなというふうには考えております。

地元の事業者というところもありますし、地域の振興にも寄与いただいた事業所に改善を願って継続した事業ができるように向かっていけないのかといった考えもあったものですから、この時期まで改善されないまま引き延ばしになってしまったというところがあります。最初に申し上げました、できればもう少し早く改善策を見出してやればよかったなと村としては考えております。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。ただいま議題となっております、諮問第1号、公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求についての件は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって諮問第1号は総務産業常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に総務産業常任委員会を開催してください。

○事務局長（平川満彦君） 総務産業常任委員会を開催しますので、委員の皆様は議員控室にお集まりください。

休憩 10時39分

再開 11時14分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諮問第1号に関し総務産業常任委員会の報告を求めます。総務産業常任委員長、小林潤君。

○総務産業常任委員長（小林潤君） それでは委員会の審査報告を行います。令和6年1月25日占冠村議会議長、児玉眞澄様。総務産業常任委員長、小林潤。委員会審査報告、本委員会に付託された下記の事件は審査の結果、次のとおり答申すべきと決定したので、占冠村議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

- 1、事件、諮問第1号、公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求について。
- 2、審査年月日、令和6年1月25日。
- 3、審査の結果、別紙裁決書案のとおり、審査請求を棄却すべきと答申する。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これから諮問第1号、公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は裁決書案のとおり、審査請求は棄却とするものであります。

諮問第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。従って諮問第1号は委員長の報告のとおり、審査請求は棄却することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

○事務局長（平川満彦君） 議会運営委員の皆様及び説明員は議員控室にお集まり願います。

休憩 11時17分

再開 11時30分

◎追加日程第1 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま村長から議案第2号、訴えの提起についての件が提出されました。

議会運営委員会で協議の結果これを日程に追加し追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご意見ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。従って議案第2号を追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第2号、訴えの提起についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書17ページをお願いいたします。

議案第2号、訴えの提起についてご説明申し上げます。

次のとおり建物明渡請求事件に係る訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。令和6年1月25日提出。占冠村長、田中正治。

提案理由をご説明申し上げます。令和5年4月1日に占冠村、道の駅自然体感しむかっぶの使用許可にて、被告が対象建物を使用することを許可しております。当該使用許可は、令和5年9月30日をもって終了しております。しかしながら、使用許可期限が過ぎても被告

が対象建物から退去せず、建物の明渡しが見込めないことから訴えを提起しようとするものでございます。内容につきまして、第1項、当事者、1原告占冠村代表者、村長田中正治。被告第2項に記載のとおりでございます。

第2項、請求の趣旨でございますけれども、第1項として建物の明渡しを求める。他必要な請求を行うものでございます。

第3項の請求の内容につきましては、対象建物について記載させていただいております。

18ページにまいりまして、訴え定期の理由、ただいま冒頭でご説明差し上げたとおりでございます。

第5項、事件に対する取扱いでございますが、本件訴訟に係る代理人の選任、上訴の提起、和解その他必要な裁判上の行為については、村長に一任させていただこうとするものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、訴えの提起についての件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。従って議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（児玉真澄君） お諮りします。以上をもって今臨時会に付議された案件はすべて終了しました。従って会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第1回占冠村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年3月15日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 木村 一俊

占冠村議会議員 細谷 誠